

## 藤沢市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱

制定 平成 30 年 4 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、藤沢市内に所在する特定地域型保育事業所又は認定こども園で働く保育士等が研修を受講しやすい環境を整えるとともに、保育士等が研修に参加している期間において保育の質の確保を図るため、当該事業所等における代替保育士等の雇用に係る経費に対し、予算の範囲内において補助することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 研修

保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号）に基づき、神奈川県が実施する研修（委託を含む）及び神奈川県が指定した研修をいう。

#### (2) 保育士等

保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号）の 3（1）に定める研修の対象者をいう。

#### (3) 特定地域型保育事業所

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業所であって、市内に所在するものをいう。

#### (4) 認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園であって、市内に所在しているものをいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、前条第 3 号に規定する特定地域型保育事業所及び同条第 4 号に規定する認定こども園を設置する事業者（以下「設置者」という。）とする。

### (補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、保育士等が研修に参加するにあたり、設置者が代替保育士等を雇用した場合に要する経費（公定価格の基本分単価に含まれる保育士 1 人あた

り年間3日分の研修代替要員分を除く。)とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費について、神奈川県が定める保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱(平成29年7月20日制定)第4条第2号に規定する補助基準額から、寄付金その他の収入額を控除した額の総額とする。ただし、補助金の総額に千円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする設置者は、藤沢市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、事業の着手前(4月1日に着手する場合にあっては4月1日)に、市長に提出しなければならない。この場合において、規則第3条第2項第2号に規定する収支予算書又はこれに代わる書類は省略できるものとする。

- (1) 研修代替保育士雇用費補助事業計画書(第2号様式)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、設置者がやむを得ない理由により前項の期限までに申請書を提出することが困難であると認めるときは、藤沢市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助事業事前着手届(第3号様式)を提出のうえ、市長が別に定める期日までに提出させることができる。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付等決定通知書(第4号様式。以下「交付等決定通知書」という。)により通知するものとする。この場合において、補助金の額を交付予定額とし、交付等決定通知書にその旨を記載するものとする。

(事業計画の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた設置者が、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助事業計画変更承認申請書(第5号様式)に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により事業計画の変更承認申請があったときは、その内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、藤沢市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助事業計画変更承認等通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(事業の完了届及び実績報告)

第9条 第7条の規定により補助金の交付決定通知を受けた設置者は、事業完了後速やかに、藤沢市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助事業完了届兼実績報告書(第7号様式。以下「実績報告書等」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、規則第8条第1項第2号に規定する収支決算書又はこれに代わる書類は省略できるものとする。

- (1) 研修代替保育士雇用費補助事業実績報告書(第8号様式)
- (2) 当該事業の成果を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第7条の規定により補助金の交付決定通知を受けた設置者は、前項の規定による実績報告書等の提出にあたり、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。)を報告しなければならない。

(交付金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、その内容について速やかに審査し、交付すべき補助金の額を確定し、藤沢市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付金額確定通知書(第9号様式)により通知するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 補助金は、市長が事業の完了を確認し、前条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に、交付するものとする。

2 前条の規定による補助金の交付金額確定通知を受けた設置者は、当該補助金の請求に係る書類を、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(交付決定の取消及び返還)

第12条 市長は、第7条の規定により補助金の交付決定通知を受けた設置者が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段によって交付を受けたと認められるとき
- (2) 第7条の規定による交付決定、第8条第2項の規定による変更承認又は第10条の規定による交付金額確定の通知に付した条件その他内容等に違反したとき

(3) その他この要綱に違反したとき

(補助金に関する調査等)

第 13 条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、設置者に対して報告を求め、又は自ら調査することができる。

(書類の整備)

第 14 条 補助金の交付を受けた設置者は、当該補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を整備しておかなければならない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金の交付に係る必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則 (平成 30 年 4 月 1 日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(交付の申請手続に係る特例措置)

2 平成 30 年度分の補助金の交付を受けようとする設置者が、当該年度の事業を平成 30 年 4 月又は 5 月中に開始する場合は、交付の申請手続の期限については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 5 月 31 日までとする。

(検討)

3 市長は、平成 35 年 3 月 31 日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。